
中国知財リスク ～中国企業に訴えられる

大野総合法律事務所

2010年5月13日

弁理士 加藤 真司

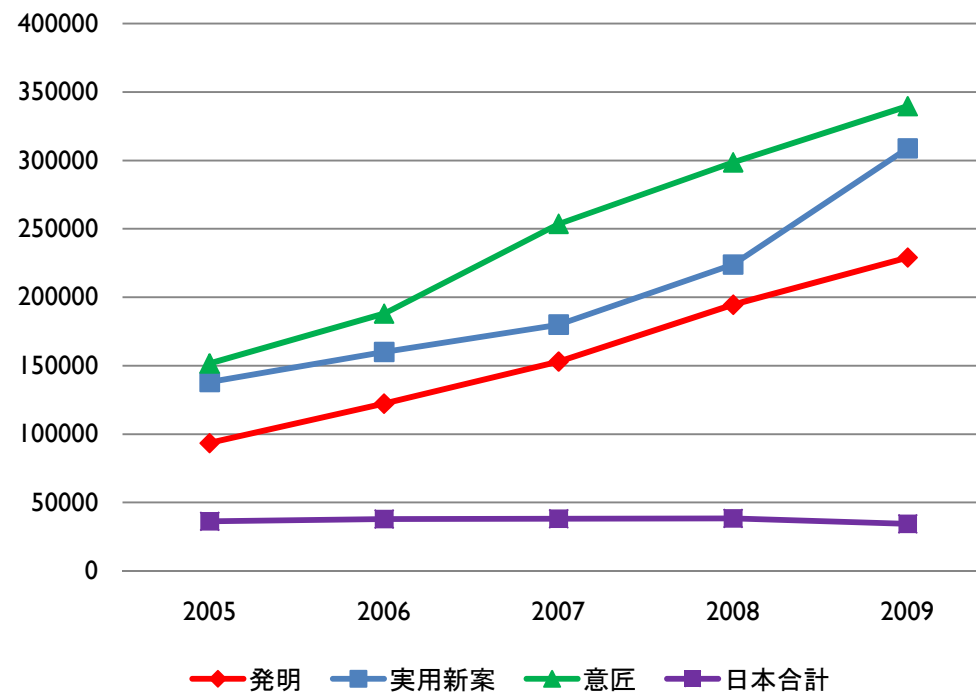
外国企業が訴えられた事件

- ▶ (日)富士化水 ← 晶源(約6.5億円)[2001]
- ▶ (日)ソニー ← 新朗科技(和解)[2004]
- ▶ (スウェーデン)エレトロックス ← 師康(和解)[2006]
- ▶ (仏)シュナイダー ← 正泰(約20億円和解)[2006]
- ▶ (韓)サムスン ← 華立(約6.5億円)[2007]
- ▶ (米)HP、(日)東芝 ← 愛国者(?) [2010]

背景

- ▶ 『国家知識産権戦略綱要』[2008]
- ▶ 技術導入から自主創造へ

中国の国内出願件数



背景

- ▶ 中央が地方の出願件数を評価
 - 各地方に出願奨励、支援の制度
- ▶ 啓蒙
 - 「自主開発をして特許出願をすれば、多国籍企業から多額の金銭をとれる」

対策

- ▶ カウンタ特許の確保
- ▶ 中国企業特許のクリアランス
- ▶ 優秀な弁護士の確保
- ▶ 警告を受けた後の時間稼ぎ（無効審判準備）

富士化水の事件

- ▶ 97年1月 被告華陽が原告晶源に対し、排煙脱硫装置の実施可能性についての調査依頼
- ▶ 97年12月 原告晶源が被告華陽に対し、実施可能性調査報告書を提出。海水による脱硫技術を推薦し、被告富士化水が提供した脱硫工程図を添付。

- ▶ 97年 被告華陽は、被告富士化水(日本企業)から、排煙脱硫装置の技術を導入

＜華陽・富士化水間の契約＞

20条(知的所有権)

売主の提供する設備で使用される商標、特許、・・・によって、買主が中国又はその他の国で権利侵害を引き起こしたことによる損失又は罰金は、売主が賠償しなければならず、かつ、買主が如何なる賠償又は責任を負わないことを保証する。

- ▶ 99年5月 原告晶源が特許権取得
- ▶ 99年7月 原告晶源が被告華陽に警告書を送付
- ▶ 00年2月、9月 被告華陽が設置した排煙脱硫装置が稼働
- ▶ 01年9月 原告晶源が被告華陽及び被告富士化水に対し、福建省高級人民法院に提訴
- ▶ 08年5月 一審判決 被告富士化水が原告晶源の特許権を侵害した認定
- ▶ 09年12月 最高裁判決 被告富士化水と華陽が共同で原告晶源の特許権を侵害した認定

一審判決（差止）

- ▶ 火力発電所の排煙脱硫設備は、環境保護の基本国策および国家の産業政策に合致する。
- ▶ 良好な社会的効果を有し、発電所の電力供給状況は当地の経済及び民生に直接影響を及ぼす。



- ▶ 権利者の利益と社会公衆の利益との平衡に鑑み、権利侵害を停止せよという請求については、本院はこれを支持しない。

最高裁も維持

一審判決（富士化水の責任）

- ▶ 被告華陽・富士化水間の契約書20条によれば、第三者の権利侵害に起因する一切の責任は、売主である被告富士化水が負担するから、本件の権利侵害による賠償責任は富士化水が負う。
- ▶ よって、被告富士化水は、被告華陽に排煙脱硫技術を提供した対価として受け取った額を賠償しなければならない。

最高裁により修正

一審判決（損害賠償額）

- ▶ 被告富士化水は、被告華陽に排煙脱硫技術を提供した対価として、5061.24万元（約6.7億円）を受け取った。
- ▶ 被告富士化水が被告華陽に提供した部品の価値を控除すべきところ、その立証がされていない。
- ▶ 被告富士化水は、排煙脱硫技術の提供により得た額と同額の経済的利益を得たものと認め、この額が原告晶源の損害額となる。

最高裁も維持

最高裁判決（富士化水の責任）

- ▶ 「排煙脱硫システムは華陽が富士化水から導入したものであるところ、富士化水と華陽との契約によれば、富士化水は、施工現場にて、イ号物件の設置、試運転及び性能測定について監督責任を負っていたことから、富士化水と華陽は晶源の特許権を侵害する行為を共同で行った」
- ▶ よって、被告富士化水・華陽は共同で損害賠償しなければならない

シュナイダーの事件

- ▶ 06年7月 正泰が温州市中級法院にシュナイダーを提訴
- ▶ 06年8月 シュナイダーが正泰特許の無効を請求(訴訟の中止はなし)
- ▶ 07年4月 復審委員会が正泰特許(訂正済み)を維持
- ▶ 07年9月 温州市中級法院がシュナイダーに3.3億元の損害賠償を命じる判決
- ▶ 07年10月 シュナイダーが浙江省高級人民法院に上訴
- ▶ 09年4月 1.57億元で和解

損害賠償額（原告・被告の主張）

- ▶ 原告は、証拠保全されている被告の財務資料を基に会計事務所に会計審査を依頼し、被疑侵害品販売総額は8.8億元との結論を得る
- ▶ 被告も、会計事務所に会計審査を依頼し被疑侵害品販売総額は8.6億元との結論を得て、そのうち、「嫌疑技術の使用による超過収益」の評価値は1700万元にすぎないと主張

損害賠償額（裁判所の判断）

- ▶ 「法律の規定によれば、特許権侵害訴訟において侵害によって得た利益を根拠として賠償額を決定する際には、法律上の意義を有するのは侵害製品を販売して得た営業利益又は販売利益であり、『嫌疑技術を使用することでもたらされた超過収益』は法律上の意義を有しない」
- ▶ 営業利益は販売総額8.6億元に利益率（被告のすべての製品の平均の利益率）をかけて、3.5億元と認定。原告請求額が3.3億元であったため、3.3億元の賠償を命じる。

注意点

- ▶ 被告の利益に基づく損害額の認定において、特許の「寄与率」を考慮することが完全に否定されている
- ▶ 被告の製品単価(20数元)は原告の製品単価(10元)の2倍以上
- ▶ 実用新案(小発明)であることが考慮されていない

専利法第三次改正

- ▶ [改正前]60条 特許権侵害の賠償額は、権利者が権利侵害によって受けた損失又は侵害者が侵害によって得た利益に従って決定する。
- ▶ [改正後]65条 特許権侵害の賠償額は、権利者が権利侵害によって受けた実際の損失に従って決定する。実際の損失を決定する事が困難なときは、侵害者が侵害によって得た利益に従って決定することができる。

司法解釈（権利者の損失）

- ▶ 権利者が権利を侵害されたことにより受けた損失は、権利侵害により製造販売量が減少した特許権者の特許製品の総数に、特許製品毎の合理的な利潤所得を乗じて得た額に基づいて計算することができる。
- ▶ 権利者の販売量減少の総数が確定困難であるときは、侵害品の市場における販売総数に、特許製品の合理的な利潤所得を乗じて得た額を権利者が権利を侵害されたことにより受けた損失とみなすことができる。

司法解釈（侵害者の利益）

- ▶ 侵害者が権利侵害により得た利益は、当該侵害品の市場における販売総数に、侵害品の合理的な利潤所得を乗じて得た額に基づいて計算することができる。

ご清聴ありがとうございました。

弁理士 加藤 真司
大野総合法律事務所
東京都千代田区丸の内1-6-5
丸の内北口ビル21階
Main: 03-5218-2330
Direct: 03-5218-2348
Fax: 03-5218-2334
katos@oslaw.org
<http://www.oslaw.org>